

九電健保加入会社
健康保険事務担当課長 殿

九州電力健康保険組合
常務理事

**「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の
標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて**

標記については、パート・アルバイトで働く被扶養者の「年収の壁」に対する国の政策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されています。

今般、厚生労働省より具体的な事務手続き等が通知（令和5年10月20日付）されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 通知の概要

(1) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外（「106万円の壁」への対応）

年収106万円以上になることで、従業員が新たに健康保険の適用となった場合に、事業主は当該従業員に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができることとなりました。

この社会保険適用促進手当については、被用者保険適用に伴う従業員本人負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととされています。

※詳細については、下記添付資料「社会保険適用促進手当に関するQ&A」をご確認ください。

(2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化（「130万円の壁」への対応）

健康保険の被扶養者の認定にあたっては、認定対象者の年間収入130万円未満（60歳以上及び障害年金受給要件該当者は180万円未満）であること等が要件とされていますが、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合は、通常提出する書類と併せて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」（別添の厚生労働省指定様式）を提出することにより、当健保組合において「一時的な収入変動」と認められた場合は、被扶養者としての新規及び継続加入が可能となります。

なお、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合等、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

※詳細については、下記添付資料「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」をご確認ください。

(2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化（「130万円の壁」への対応）つづき
 ・「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」提出について

対象者	以下のいずれの条件にも該当する方 ○雇用契約上では収入見込額が認定要件の収入基準額内に収まる方 （基本給が上がった場合等、恒常的に収入基準額を超過する場合は対象外） ○事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、収入超過をした方 （フリーランスや自営業者等、特定の事業主と雇用関係にない場合は対象外）	
提出時期	既に被扶養者となっている場合	被扶養者資格調査時に提出する。 毎年11月頃実施予定（前年の収入確認）
	新たに被扶養者として認定を受ける場合	認定申請時に事業主の証明は提出不要。 認定日以降1年間の収入見込額（給与見込証明書）は、残業代等を含まない雇用契約書の内容で作成したものを提出する。
一時的な収入変動と認められる上限（回数）	同一の人について「連続2回」をまでを上限とする。 例）月収10万円（年間120万円の収入見込み）で働く予定だった人が、令和4年10月に被扶養者認定を受けた後、人手不足による残業等の影響で年収が130万円を超えてしまった。この場合は令和5年11月の資格調査では一時的な収入変動である旨の事業主の証明があれば、被扶養者として継続認定される（1回目）。令和6年11月の資格調査まで、人手不足による一時的な収入変動である旨の事業主証明があれば、継続認定の取扱いとなる（2回目）。	

2 適用開始日

令和5年10月20日（厚生労働省通達発出日）

※「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」については、適用開始日以降の新たな「扶養認定」および「被扶養者資格確認調査（令和5年11月実施）」から適用します。
 なお、適用開始日前の扶養認定に係る確認については、遡及しない取扱いとします。

3 添付資料

(1) Q&A（厚生労働省保保発1020第3号令和5年10月20日付）

「社会保険適用促進手当に関するQ&A」、「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」

(2)（厚生労働省指定様式）被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明

4 その他【関連リンク】

[（厚生労働省HP）「年収の壁・支援強化パッケージ」](#) | [厚生労働省\(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

以上

《お問い合わせ先》

九州電力健康保険組合 TEL095-726-1605

山川（99-3186）、長竹（99-3184）